

平成 30 年第 2 回定例会 社会問題・安全安心推進特別委員会

平成 30 年 10 月 5 日

高橋(稔)委員

まず、全国の被災地へ延べ 249 名の職員の方を派遣していただきまして、大変御苦労さまでございます。敬意を表したいと思います。

今年は大変な台風被害となりまして、気をもんでいるところですが、しっかりと本県の防災体制を講じていただきたいと思います。

まず、私からは、台風によりまして沿岸部での被害が頻発しております。ハードの整備とともに、被害を軽減する上でのソフト対策の充実が求められているわけですが、委員会資料にもございます 7 ページの県の取組を拝見いたしました。このことについて、何点か伺ってまいります。

最初に、県管理の海岸や港湾において、台風による波浪や津波などの状況をどのように監視しているのか、現状を教えてください。

砂防海岸課長

県管理の海岸や港湾における波浪や津波などの状況につきましては、沿岸の 8 箇所に設置したカメラにより監視するとともに、波の高さや方向などについては、平塚沖にあります波浪観測所においてデータを収集してございます。具体には、カメラは東京湾では三浦海岸に、相模湾沿岸では逗子、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、平塚、大磯、湯河原といった海岸にカメラを設置しております。これらのカメラの画像、映像につきましては、県のホームページで公開をしてございます。

あと、例えば台風が通過した後には、職員によるパトロールを行いまして、波浪による護岸の施設被害などについて確認を行っているところです。

高橋(稔)委員

海岸等の監視体制について、今のような定点観測だと思いますが、どのような課題があるのか、確認させていただきます。

砂防海岸課長

例えば、相模湾沿岸におきましては現在、7 箇所のカメラが設置されていますが、今年 7 月の台風 12 号におきまして被害を受けた県西部には、湯河原海岸にしかカメラがない状態でございます。また、夜間の状況は、ほとんど監視ができないといった課題がございます。

高橋(稔)委員

県西部の体制がぜい弱かなという感じもしますが、特にまた夜間、暗視状況での観測、これも災害はいつやってくるか分かりませんので、しっかりした対応が求められているということだと思います。

そこで、新たに監視カメラを設置するということを伺っていますが、どのようなものを、どのように設置していくのか、伺っておきます。

砂防海岸課長

新たに設置しますカメラは 7 基でございまして、夜間でも海岸の状況が視認できるものとし、この 7 基をつけることで沿岸 13 市町の全てで波浪の状況が把握できるようになります。具体には、相模湾沿岸の三浦海岸、横須賀海岸、二

宮海岸、小田原海岸の四つの海岸と葉山港、湘南港、真鶴港の3箇所の港湾にカメラを設置する予定としてございます。

高橋(稔)委員

今ありました、広範囲にかつこれで沿岸地域を網羅していくことで心強いわけですが、本県では海岸等の監視体制の強化にどう取り組んでいくのか、確認させていただきます。

砂防海岸課長

まず、被災を受けました真鶴港や湘南港といった箇所につきましては既決予算を用いまして、直ちにカメラを整備していきたいと考えております。残りの5つのカメラにつきましては、9月補正予算にて設置する予定としてございまして、認められた際には、平成31年3月までの整備を目指して取り組んでいきたいと考えてございます。

また、これらの監視カメラの映像につきましては、これまでのカメラと同様に、ホームページにてリアルタイムに公開をしていきます。さらに、既に設置した8基のカメラにつきましては、今後、更新に合わせて順次、夜間でも視認できるように改良してまいりたいと考えてございます。

このような取組により、県が管理する海岸や港湾については、波浪や津波だけでなく、赤潮などに対しても監視体制を強化していきたいと考えてございます。

高橋(稔)委員

かなり高性能なものが設置されるかなと期待しているのですが、いわゆる暗視カメラ、夜間対応型、どのぐらいの低ルクス対応なのでしょうか。

砂防海岸課長

現在、検討中でございまして、他の暗視カメラ等といろいろスペックを比較しながら検討してまいりたいと思います。

高橋(稔)委員

かなり今、技術の革新とともにスペックが上回ってきています、白黒ですと0.008ルクスや、かなり肉眼で見えないような夜間のものまで見えてくるというようなこと、そういうスペックも紹介されていまして、かなり高性能化してきているなと感心しているところなのですが、オーバースペックというわけではないのですが、しっかりしたものを考えていっていただきたいなと思うのです。

このカメラの、ウェブ上でリアルタイムに公開していくということですが、その辺のいわゆる情報の受伝達、この辺のシステムは万全なのでしょうか。

砂防海岸課長

現在、土木事務所にサーバーを置きまして、リアルタイムな、昼間しかありませんけれども、公開しておりますので、これから増設するタイプのもの、容量等も含めて、多分大丈夫かと思うのですが、検討を進めながら、全て公開できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

高橋(稔)委員

情報通信システムの充実ということを考えておいていただきたいと思うのですが、衛星回線やいろいろな仕組みが講じられているようですが、発災時に画

像は適切に、瞬時に送伝できることが次の対策に役立つわけでしょうから、その辺のところを、一連のシステム構築というのを念頭に置いて、しっかり対応していただきたいと思います。

今は、だんだん人工知能リンク型や、そういうシステムの拡張性というのも言われ出してきておりますので、災害もディープラーニングという対象になるとというような、そういう研究も進んでいるようですので、しゃかに説法ですけれども、是非研究していただいて、取り組んでいただきたいなと思います。

それでは次に、今、海岸、沿岸部のお話を伺いましたが、道路でも監視カメラを設置することですが、どこに、どのようなものを設置していくのか、確認させていただきます。

道路管理課長

まず、このたび道路に設置する監視カメラは、海岸に設置するカメラと同じく、夜でも波などの現地の状況を確認できるカメラを設置いたします。

次に、設置箇所といたしましては、台風 12 号時に高波被害がございました小田原市内の国道 135 号に 4 基、それから昨年と一昨年に決壊被害が生じました横須賀市内の県道 212 号久里浜港、それから国道 134 号、それにそれぞれ 1 基ずつを設置することといたします。

高橋(稔)委員

そこを選んだ理由も併せて伺いたいのですが、さらに現在の監視カメラ、道路の監視カメラの設置状況がどのようなものなのか。あわせて、先ほど公開していくというお話だったのですが、道路の得られた情報についてはどういう考え方なのか、伺っておきます。

道路管理課長

はじめに、選んだ理由といたしましては、今年、それから昨年、一昨年と、実際に道路上に生じた箇所をまず選定いたしました。ここに、カメラは 6 基の設置状況でございますが、なるだけ早く設置しようということで、既決予算を活用いたしまして、一部では設置工事に着手したところでございます。

最後に、カメラの映像に係る公開でございますが、まずはカメラを設置して、土木事務所での監視を強化いたしますが、道路利用者への情報発信ということで重要であることでございますので、映像の公開に向けて調整してまいります。

高橋(稔)委員

今、沿岸部も道路上も、監視カメラによる情報公開ということをお答えいたいたわけですが、一つ留意しておかなければいけないのは、当然個人情報の保護ということになってくるわけとして、それと考え合わせたのか、ここもしっかり伺っておかなければいけないなと思うのです。では、この件について、どういうやり取りがあったのか、ここをどうクリアしていくのか、これはどうですか。

道路管理課長

委員お見込みのとおり、個人情報には配慮しなければならないと考えております。私どもといたしましては、これから台風時期、まず監視するということで、先ほど答弁させていただきましたが、まずは設置すると。それと併せて、こうしたプライバシーの保護、そういうものをクリアにして、映像を

公開していきたいと考えてございます。

高橋(稔)委員

是非、これは結構議論をすると、様々な考え方が噴出しかねないというわけとして、しつかり災害時ということで限定付きなのですが、これをどう担保していくかということは留意していきたいと思います。かといって、災害時だけにこの情報が使われるかというと、いろいろなケースが考えられますよね。例えば、危険行為を起こしたときの損害賠償請求に伴って、その実証といいますか、証拠能力みたいなものを問われ出したときに、カメラの映像が提出を求められるとかいうことや、そういうことというのもどう考えていくのかなと。どういう議論があったのでしょうか。

道路整備課長

先ほどからちょっとお話をさせていただいているのですが、その辺のところの調整についてはこれからということでございます。ただ、一方で、道路に設置しているカメラについて、當時その映像を公開しているところも全国的に見るとございます。先例があることから、そうした委員お見込みの問題については何らかの形でクリアできていくのではないかと考えております。

砂防海岸課長

海では當時、情報公開をしているということで、事例から申し上げますと、津波、高潮、波浪を見ているものですから、被写体としましては海しか映っておりません。利用としましては、地元のサーファーの方が波の状況を見るとかという形で、別の用途で利用されているというような現状でございます。

高橋(稔)委員

性善説で考えているわけです。災害時にどう被害を減少させて、減災ですね、こういうことで実際に対応していくということが主目的であると思っていますので、私どもは理解しているのですが、先ほど申し上げたように、いろいろな考え方があるということで、これは目的外使用にならないかとか、どうそれをクリアしたのだと、そういう議論はどうなっているのだと、そういうことを伺ったわけで、目的外使用か否かとか言われたときに、皆さん全国でこれやっているから、もう普遍性がありますといったことで、ちゃんと理解と納得が得られるかどうかということを懸念しているのですが、参事監、何か御見解をいかがでしょうか。

参事監(危機管理担当)

大変微妙な問題をいろいろ含んで、利害をそれぞれ相殺する部分というのはあろうかと思いますので、そういうことは目的を限定して、ある程度カメラの目的、道路上のカメラであっても、それを利用することによって公益が大きいという場合については、それは現実的であろうかと思いますし、そうでない場合については十分に配慮しながら、多くの道路上のカメラがあるというのは承知しておりますので、県管理のもの以外についてもありますので、それは国ともよく連携をしながらやっていく必要があると考えております。

高橋(稔)委員

今のそこの考え方、県民の皆さん及び理解を得られるようにしていっていただきたいと。カメラの持つ守りと攻めの部分が、今おっしゃいましたようにあ

ると思いますので、どう攻めると語弊がありますが、どうそれを有効に活用していくかという部分については、何といいますか、理解を生んでいくような努力も必要ではないかな、そういうことを懸念したものですから伺いました。

それでは、監視カメラの設置については一応理解したわけですが、避難通路と避難誘導看板の整備というのは、この取組の中で掲げられておりますが、どういうものか、確認させていただきます。

道路管理課長

国道 135 号は、道路脇のすぐ近くまで崖が迫っております。台風 12 号時には、高波により車両被害に遭われた方々が、車両から降りて波から逃れる際に、高台への避難が困難な状況にございました。そこで、地元小田原市の協力を得ながら、高台への通路の確保やその通路までの方向と距離を示した誘導看板の整備に取り組むことといたしまして、一部地域では高台に続く市道への誘導看板をこの 9 月に設置したところでございます。

高橋(稔)委員

一朝事があったときに適切な避難ができるかどうかというのは、大変もう命綱と言っては何ですが、大変重要だと思いますので、しっかり対応方をお願いしたいと思います。

ちょっと伺いたいのですが、過日、中区尾上町のビルの屋上看板が落下しまして、通行人に当たって、この 9 月にお亡くなりになったという事故がありました。これはさびが原因なのかなということが一部報道されておりましたが、監視カメラや誘導看板というのは、今クローズアップされていますが、いわゆる塩害によるさびといったことについてはどうのように対応を考えているのでしょうか。

道路管理課長

道路では、日常のパトロールといたしまして、週に 2 回ほど、職員が実際に車で走って、各施設を目で点検しております。また、1 年に一度は必ずそうした構造物につきまして、歩いて一つ一つの構造物をチェックしているところでございます。

こうしたことから、これまで、塩害によってさびている標識といったものがあるわけでございますが、そういうものを未然に防止する努力に努めているところでございます。

高橋(稔)委員

とかく新設の場合などは予算計上されていくのですが、維持補修予算については、手薄と言ったら語弊があるのですが、なかなか予算が回らないというようなことを聞くのですが、新設予算は獲得しやすいが、これだけいろいろな財産が増えてきて、維持管理の予算というのも、応じて適切に確保していくかなければいけないなという思いがあります。

そういう意味で、今、お答えいただいた適時適切な維持補修管理にちゃんと予算が回るように腐心していただきたいと。私どもそういう観点で、そういうメンテナンス費というのはしっかり担保していくべきだなといったことを考えていますので、一朝、質問いたしました。

では、この項の質問はそのぐらいにいたしまして、次に、災害廃棄物対策に

ついて、何点か伺ってまいります。本県は、防災の基本となる地域防災計画を定めておりますが、災害廃棄物処理について、地域防災計画についてどう位置付けられているか、確認いたします。

災害対策課長

地域防災計画における構成として、まちづくり、事前対策、応急対策、復旧・復興対策、こういう四章立てとして構成してございまして、その下の事前対策と応急対策の部分に節を設けまして、災害廃棄物等処理対策を位置付けてございます。

その中で、県の役割を定めた災害廃棄物処理計画や、発災後の具体的な業務内容を定めた災害廃棄物処理業務マニュアル等に基づいて、対策を行うということを位置付けているところでございます。

高橋(稔)委員

平成29年3月に策定しました神奈川県災害廃棄物処理計画の基本的な考え方を確認させてください。

資源循環推進課長

神奈川県災害廃棄物処理計画では、地域防災計画のほか、廃棄物処理法の法定計画であります県の循環型社会づくり計画の災害廃棄物処理に関する計画として位置付けられているところでございます。発災時に、市町村が災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するために必要な県の役割などを定めたものでございます。

高橋(稔)委員

災害廃棄物処理に関しまして、県と市町村の役割分担、これが気になるところですが、確認させていただきます。

資源循環推進課長

災害廃棄物は一般廃棄物になるということで、一義的には市町村がその処理の責任を担っております。一方、県では、市町村や民間事業者団体との調整及び適正かつ円滑、迅速な処理に向けた技術的な支援を行っていきます。

また、東日本大震災あるいは熊本地震のような大規模な災害が発生した場合、被災市町村が主体となって処理を行うことが困難と判断し、県に対して事務委託の要請があった場合には、県が主体となって災害廃棄物の処理を実施することもございます。

高橋(稔)委員

一義的には市町村が対応すると、一般廃棄物ということで理解したわけですが、大量の廃棄物、災害廃棄物が出た場合に、市町村が適正かつ円滑、迅速に処理するということは大変な力が必要になってきますが、平時の備えも重要なと思いますが、県は市町村に対してどのように支援を行っているのでしょうか。

資源循環推進課長

県の災害廃棄物処理計画に基づきまして、市町村の災害廃棄物処理計画策定を支援するセミナーや、有識者あるいは被災経験のある自治体の職員を招いた講習会といったものを実施しております。

本年2月には、環境省関東地方環境事務所、湘南地域の市町及び一部事務組合等と発災初動期の処理に係る机上演習も実施いたしました。この机上演習で

は、湘南地域で最大震度7の地震が発生したという想定をし、ごみ処理施設が稼働できない状況、あるいは仮置場で重機が不足している状況といったことを参加団体に付与いたしまして、市町が与えられた課題を整理して、県に支援要請を行うと。県は、要請内容を整理して必要な支援を検討するといった実践的な演習を行いました。

高橋(稔)委員

先ほど申し上げました、平時からの備えも必要だということを申し上げて、市町村の努力義務といったことになってくると思いますが、県の今のスタンスですと、技術的な支援といいますか、アドバイスや、あと一種の普及啓発という話だと思うのですが、財政的な支援というのはあるのですか。

資源循環推進課長

財政的な支援というお話ですが、なかなかいつ起こるか分からない災害のために、そのための処理施設を市町村で普段から用意していくということはなかなか難しいというか困難というか、できることでありますので、この辺も含めて、県で財政的な援助ということについては今のところ考えておりません。

高橋(稔)委員

この財政的な部分というのは難しい部分もあるかもしれません、昨今の水害で発生する廃棄物処理対策は大変なものだと認識していまして、あれだけの生活していた資産が、思い出の品々等含めまして、一挙に水害で廃棄物として化してしまうということが心を痛めますし、どういう対応していったらいいのかなという思いをいたしますが、水害で発生する廃棄物やその対策は、震災と比較しましてどういう違いがあるのか、伺います。

資源循環推進課長

水害で発生する廃棄物ですが、地震の場合と比べまして、家屋の損壊といつたものに伴う木くずやコンクリートがらといったものはあまり多くないという状況ですが、浸水によりまして使えなくなりました家具や日用品、電化製品といったものが、水が引いた後、被災者やボランティアの片づけ作業により一度に大量に発生してくるという特徴がございます。

また、水害廃棄物は、水分を多く含んでおりるので腐敗がしやすいといったことで、衛生上の観点から特に迅速な対応に留意する必要がございます。また、水分を含んだ畳などは、発熱、発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害といったものにも注意が必要です。

高橋(稔)委員

そこで国は、2005年6月、今から13年前に、水害廃棄物対策指針というのを出しているのです。13年前、こういう指針が出されて、今、答弁いただきました廃家電、畳、混合ごみの出る、そういうことも踏まえて、指針が出されていますが、水害廃棄物対策について本県はどのように取組を行っているのか、また、今後どのように取り組むつもりなのか、考えを伺っておきます。

資源循環推進課長

水害廃棄物の対策ということですが、県の災害廃棄物処理計画に基づきまして、平時の備えといたしまして、先ほど言いました職員の教育訓練を実施しております。その中で、水害廃棄物の処理経験のある自治体職員を招き、県、市

町村及び関係団体を対象に講習会を実施しています。

本年度は、関東・東北豪雨において、水害廃棄物処理に従事いたしました茨城県常総市の職員を招きまして講演会を行い、被災経験を踏まえた助言を頂きました。

今後ですが、委員おっしゃるとおり、近年多発する水害被害といったものを踏まえまして、発災時の具体的な業務内容を定めた県の災害廃棄物処理業務マニュアルの内容を改めて確認していくほか、現在、地震災害を想定して実施しております机上訓練に水害といったテーマも含めていくことを検討してまいります。

高橋(稔)委員

是非、ヒートアイランド現象によって大規模水害の発生、これはもう大変喫緊の課題で、ばく大な水害廃棄物の発生は是非念頭に置いて、しっかりと新たな取組を早急に検討していただきたいと思います。これは結局、復興力、レジリエンスにつながっていくわけです。都市の復元、復興力、レジリエンスの構築ということを、私も何年か前本会議で、是非念頭に置くべきだということを申し上げましたが、この本県のような大都市がレジリエンスをどう担保するかというのは、我が国の大好きな力になってくるにほかならないですから、是非この辺のところを腐心していただきたいなと思います。

特に、水害については、もう念頭に置くのは当たり前で、ここに河川課長さんいますか。何で河川課長がいないのかなと思うぐらい、これだけいろいろ委員会資料でも河川が大事だということを言われて、河川課、管理者がいなくて大丈夫なのかなという思いをいたすわけです。

今、勉強していけば、多摩川がどうなっていくだろう。もうインターネットで検索していけば、多摩川の支流では、30年に一度の降雨で90ミリメートル以上の降雨量となれば結構いっ水の可能性ありますというようなことが、本当かどうか分かりませんが、出てきているのですが、この今日頂いた資料、山北で70ミリメートルだったということですが、これがもし、東京都市大学の研究者たちがシミュレーションしているような、多摩川の支流に移動して90ミリメートルの降雨だったらどうなのだろうなと思いをいたすときに、国河川ですからちょっと次元は違いますが、なぜここに河川課がいないのか。これはどのような御見解でしょう。

防災部長

確かに風水害、浸水については、河川からの洪水、また場所を変えて、先ほど報告にありましたような高潮や波浪により、様々な種類がございますが、確かに河川管理、ハード面の整備というのは、これは県土整備局において、計画に基づいて進捗しているところと承知しておりますが、そういうハード面の整備、それから様々なソフト面、住民の避難のようなソフト面の整備、様々ございますが、まず基本となりますのは、委員お話のとおり、そういった河川管理ということでございますので、本委員会に河川課長が出席していないのはまことに申し訳なく思っております。

今後、くらし安全防災局、県土整備局、連携を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

高橋(稔)委員

県土整備局も河川課も一生懸命やっていると思うのですよ。一生懸命やっているがゆえに、こういうところへ出てきていただいて、取組を披れきしていただきたいのです。県民が安心するわけです。いらっしゃらないと、その日ごろ頑張っている皆さんの努力の紹介されないではないですか。それは県民に対して、それは説明がなされるチャンスがあってもいいと思いますよ。だから、もう決められた、河川課長がいなくていいものだということしかなくて、全部部長がお答えすればいいのだということではなくて、管理者がいらっしゃったほうがいいかなと、しつこいようですがそんな提案でございます。

もう一つ言わせていただくと、昨年6月の水防法改正で、過日報道されておりましたが、水害避難計画というのは神奈川ではぜい弱だと報じられてしまっているわけです。水害避難計画ができていませんよと、神奈川県、特に平塚、厚木、寒川、大井、愛川、これはもうこのように報じられてしまっている。水難ということが皆さん今非常にセンシティブとなっていきます。こういったことを払拭していく上でも、河川の水難ということも踏まえて、防災対策の一層の充実を講じていただくように強く要望して、私の質問を終わります。